

令和 5 年 3 月 31 日付けで公示した島根海区漁場計画を変更するとともに、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、当該海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和 7 年 3 月 13 日

島根県知事 丸山 達也

1. 島根海区漁場計画の変更内容

別添 1 のとおり

2. 漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項

（1）島根海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

別添 2 のとおり

（2）漁場の図面

別添 3 のとおり

3. 変更後の島根海区漁場計画の定第 16 号に係る漁業の免許予定日

令和 7 年 7 月 1 日

4. 3 に係る申請期間

令和 7 年 3 月 13 日から同年 5 月 20 日まで